

霧島市条例第6号
平成31年2月27日

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年霧島市条例第21号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。